

2024年度

千葉市予算編成に向けての要望書

千葉市議会議員 黒澤 和泉

2023年10月

2024年度 千葉市予算編成に向けての要望書

はじめに

2020年に始まり、4年間、私たちの我々の生活を大きく制限してきた新型コロナウイルス感染症でしたが、感染症法上の位置付けが、2類相当から5類に変更されました。法律に基づいた外出自粛の要請などがなくなり、再び社会・経済に活気が戻ってきています。しかし、2022年2月、ロシアのウクライナ侵攻から始まった戦争は、エネルギー価格や物価の上昇を招き、引き続き市民の生活を苦しめています。

千葉市は2022年度の一般会計において、合計8回にわたる補正予算を編成し、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や価格高騰緊急支援給付金、県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などの補助金を活用し、本市財政への影響が少ない方法で市民の日常生活を支え、経済活動を継続させるための施策をおこなったことについては評価します。

しかし、市政に関する様々な課題に対しては、取り掛かっていることを見せるだけで実効性に乏しい施策が見受けられます。本当に目的にあっているのか、必要十分であるかを市民の声を丁寧に聞きながら精査し、問題を先送りにしない決意を示し、一つひとつ解決する必要があります。特に、子どもや障がい児・者など、声の届きにくい弱者に寄り添い、孤立させない体制づくりを、行政・民間・地域が互いに協力しながら作っていく必要があります。

今回、市議会議員として直接市民の声を聴き、千葉市のあるべき姿を語り合いながら、『2024年度 千葉市予算編成に向けての要望書』にまとめました。次年度予算に、この要望書の内容を反映していただけるようお願いいたします。

2023年10月20日

千葉市議会議員 黒澤 和泉

目 次

1. 財政運営と資産経営	3
2. 災害に備える	3
3. 市の雇用	4
4. 女性の生きやすい社会	4
5. 市民参加と情報公開	5
6. 性の多様性	6
7. 交通	6
8. 医療	7
9. 福祉	7
10. 社会で子育て	10
11. 人と動物の共生	11
12. 環境・農業	12
13. まちづくり	13
14. 働き方・経済	14
15. 学校教育	14
16. 多様な学び	16
17. 社会教育・生涯学習	17
18. 文化・芸術	19
19. 人権・平和	19
20. 選挙	19
21. 議会	20
22. 各行政区(中央区 花見川区 稲毛区 若葉区 美浜区 緑区)	20

1. 財政運営と資産経営

千葉市中期財政運営方針を踏まえて、今後もプライマリーバランスの均衡を目指す取り組みが続きます。北谷津の新清掃工場建設をはじめ、政令市移行時に建設された公共施設の老朽化対策など、財政需要は高いまま推移する見通しですが、市民とともに歳入確保、歳出削減について考える仕組みづくりが必要です。

1. 身近な設備の整備計画を公表し、市民の寄付による「思い出ベンチ」「記念街路樹」などの仕組みを導入すること
2. 公共施設への市民や企業からの寄付の仕組みについて周知し、実績をホームページ等で公表すること
3. まちづくり応援寄附金について、市民の活動を支援する観点から、周知を図ること
4. ソーシャルインパクトボンド(従来行政が担ってきた公共性の高い事業の運営を民間組織に委ね、その運営資金を民間投資家から募る、社会的課題の解決のための仕組み)を導入し、財政面からも社会課題の解決に取り組むこと
5. SDGs 債について、財政面でも広く市民参画をすすめるため、機関投資家だけでなく、個人も購入できる仕組みにすること。また、使途として、再生可能エネルギーの推進に関わる事業も対象とすること
6. 資産経営の取り組みについては、「千葉市市民自治によるまちづくり条例」にもとづき、早期から地域ごとに話し合いの場を設け、「残す」「統合する」「廃止する」施設について、住民の合意を得ながらすすめるようにすること

2. 災害に備える

地球温暖化に起因する豪雨災害が各地で発生しています。また、大地震が発生するリスクも高いままです。命と暮らしを守るための仕組みづくりに加え、その仕組みが機能するよう、地域レベルでの話し合いと訓練が求められます。

1. 町内自治会がない地区における在宅や車での避難者については、支援物資の配布を受けるためには個人で名簿登録が必要なことを市民に周知し、地域での自治会加入を促すこと。また自治会でなくとも有志のグループ等でも登録できる仕組みを検討すること
2. 地域の防災計画策定の際には、障がい者当事者も交えて、話し合いができるよう、啓発をおこなうこと
3. 避難所ごとに、日頃から「ここでできること、できないこと」を知らせる立て看板を設置すること
4. 自主防災組織や避難所運営委員会の活動が活性化するよう、区の地域づくり支援課の体制を強化し、防災専任の職員をおくこと。また、各所管との連携も充実させること
5. 広い土地を有する国、県、民間事業者との協定をすすめ、車中泊できる場所をさらに増やす

こと

6. 国や県の施設、私立学校等については、分散避難がスムーズにできるよう連携すること
7. 要配慮者、医療的ケアが必要な人については、個別避難計画の作成を加速し、自治会や避難所運営委員会との情報共有ができるよう支援すること。通いなれた通所施設に避難できるようにすること
8. 拠点的福祉避難所については、受け入れまでのフローチャートを市と施設の間で協議し決定しておくこと。それを使って実際に訓練をすること
9. 電気設備を必要とする医療的ケア児・者の災害時の電源確保を、早急にすすめること
10. ペットの同行・同伴避難が可能な避難所を増やすこと
11. 東日本大震災の被災者が千葉市にも避難していることや、支援団体が活動していることを周知し、まだ支援につながっていない市内への避難者にも情報が届くようにすること
12. 市民団体が実施する東日本大震災パネル展の周知や巡回に協力するなど、市民の防災意識向上に役立てること

3. 市の雇用

多様なバックグラウンドを持つ人が職員になって本市の運営に関わることは、アイデアにあふれる活気ある職場づくりにもつながります。一人ひとりが能力を発揮できる環境も重要です。

1. 非正規職員が意見や提案を出し、反映される仕組みを拡充すること
2. 障がい者採用試験については、誰もが受験機会を得られるよう、上限年齢を撤廃すること
3. 社会人経験者の採用枠を増やすこと
4. 正規、非正規に関わらず、誰もが研修の機会を得られるよう、端末の整備や研修時間を確保すること
5. 会計年度任用職員については、安定した雇用が継続できるようにすること
6. 重度障がい者をモデル的に市で雇用し、在宅ワーク等ができるような仕組みを検討すること

4. 女性の生きやすい社会

女性が生きやすい社会は性別にかかわらず生きやすい社会につながります。数は少なくとも、生きづらさを抱える女性への支援は、継続的にすすめていかななくてはなりません。

1. 産後ケアは、施設型とデイ型の利用上限回数をトータルでの上限とすること
2. 児童虐待を防ぐため、産婦人科医や助産師、保健師、精神科医が参加して情報交換する医療連携会議を開き、産後うつのは兆候が見られる母親を精神科につなげる仕組みをつくること
3. 多胎児の妊婦検診 5 回分について、償還払いではなく事前に検診券を支給するよう県との協議をすすめること

4. 男女共同参画センターにおいておこなっている女性のためのキャリア相談等、働く女性や働き続けたい女性のための情報は、必要な人に届くよう SNS も活用して広報すること
5. 一時預かり事業(定期利用・不定期利用)の受け入れ枠を拡大するとともに、一時預かりに特化した施設も認め、支援すること
6. 「女性のためのつながりサポート」に対する予算を増やし、アウトリーチ活動を拡充させること
7. 利用の少ない「女性のためのつながりサポートルーム」のあり方を見直し、確実に当事者を相談支援につなげる方法を検討すること
8. 困難な問題を抱える女性への支援として「若年被害女性等支援事業」、及び令和 4 年に成立した困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき創設された「困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業」を実施すること。またその際、現在女性や生活困窮者支援をおこなっている団体との連携を一層強化すること

5. 市民参加と情報公開

聞けばすぐに情報が出てくること。市の方針(施策)や情報が、常に市民に分かりやすく示されていること。これが市民参加の機運向上と、行政への信頼醸成に不可欠です。

■公文書

1. 公文書の管理については、認証アーキビストなどの専門家を置き、保管場所を確保し、機能を見える化すること
2. 指定管理団体や市が出資している団体の書類は公文書として扱い、保管に努め、必要な場合にその資料を市民に情報公開できるようにすること

■市の会議

1. 公開される会議の日程は決まり次第速やかにホームページに載せること。前日や前々日に掲載ということのないよう、予定でもよいので事前に掲載すること
2. 公開される会議には傍聴者ができるだけ入室できるよう、広めの部屋を確保すること
3. 会議で使用する資料は、遅くとも数日前に委員が読めるようにすること
4. オンライン会議が円滑におこなわれるよう、市庁舎の Wi-Fi 環境を整備すること。または、会議のホストとなるパソコンは、有線で接続すること
5. 教育委員会会議は、市長部局の会議と同様に、委員の入室後でも傍聴者が入室できるようにすること

■市民活動支援

1. 自治会活動の好事例を市政だよりや HP で紹介し、地域住民どうしの交流を活性化すること
2. 高齢者等ごみ出し支援事業補助金の申請など、市に提出する申請書類について、市民の負担にならないようにできるだけ簡略化すること

3. まちづくり応援寄附金のことを知らない市民が多くいるため、そのサイトについて市民にさらに周知すること

■広聴

1. 市民に施設の利用状況のアンケートをとる場合は、その施設を利用しない人の意見も集めること
2. 施策に市民意見をできる限り反映すること。その際には施策に関連のない人の意見も把握するため、無作為抽出の手法を用いて意見を集めること
3. 市長と語ろう会やティーミーティングでは、質疑応答の時間を長くとること
4. 市長への手紙など広聴については、その取扱い方法を広聴ガイドラインや広聴マニュアルに定め、進捗管理をすること

■パブリックコメント

1. 大人になる前から市政の仕組みや市の情報の取り方、パブリックコメントの出し方等を学ぶため、中学・高校の学校図書室に解説を付けて市政だよりを配架すること
2. 市民がパブリックコメントの意義や具体的な意見の出し方などについて学べる講座を開催すること

6. 性の多様性

LGBTQ に対する認知度は高まりつつありますが、当事者の生きづらさが解消されるまでにはまだまだたくさんの課題があります。ピアサポートの場をつくることと、当事者に対する理解を深め適切に対応できる人を増やすことが必要です。

1. LGBTQ 当事者が安心して集まれる居場所を設けること
2. 市職員だけではなく、市の窓口・相談業務を受託している指定管理団体等の職員にも性の多様性を正しく理解するための研修を実施すること

7. 交通

歳を重ねても障がいがあっても住み続けられるまちにするため、住民の声を聞き、買い物や通院に必要な足を確保する必要があります。また、市民や観光客が自転車を交通手段としてより便利に、安全に使えるような工夫を求めます。

1. 高齢者の免許返納が進んでいる現状を踏まえ、コミュニティバス、デマンド交通など、人口減少地域での交通手段確保に向けた実証実験を拡充すること

2. 高齢者施設の所有するバスを買い物バスに活用しやすくできるよう、千葉市が先進例を挙げて地域に紹介すること
3. シェアサイクルを活用した観光コースを宣伝し、里山エリアの活性化を図ること
4. シェアサイクルを利用する際に、ヘルメットも借りられるシステムを検討すること
5. ライドシェアの導入を検討すること

8. 医療

千葉市に市立病院があるメリットを生かし、高齢者福祉部門など他部局との連携もおこないながら幅広い医療の充実に努めていくべきです。

1. 市立病院でおこなっている女性外来についてはさらに周知をすすめること。また、どこに相談してよいかわからないがゆえに受診する外来であることを考慮し、初診時選定療養費に補助をおこなうこと
2. 生涯健康に生きられるため、また、妊娠・出産のための健康づくりについて、男女ともに正しく理解し対処するための学びの場を、男女共同参画課や教育委員会と連携し、拡大すること
3. 新型コロナウイルス感染症の後遺症やワクチン接種の副反応により、一人で苦しむ人がいないよう、医療につながっているかを把握し、寄り添った対応を行うこと

9. 福祉

福祉の対象者は、高齢者や障がい者に加えて、生活困窮者やひきこもり、犯罪被害者など、多岐にわたります。人材・予算の充実と質の向上、多職種の連携がより不可欠となっています。

■高齢者

1. ヘルパー不足、ケアマネージャー不足を補う施策を検討するため、介護保険事業所や NPO の福祉関連事業所、社会福祉協議会地区部会のささえあいについて実態調査を行うこと。調査結果を踏まえて、具体的施策を打ち出すこと
2. 民生委員の声を聴き、なり手不足への対策として、仕事のスリム化等の見直しを早急におこなうこと
3. あんしんケアセンターは住む地域によって事業者が決められている。どのセンターを利用しても均等なサービスが受けられるよう、事業者間の情報共有でスキルアップを促すこと
4. シルバー人材センターでは、特に女性が就労できる仕事を増やすなど、活性化を図ること。また、女性の職員を配置すること
5. シルバー人材センターの活動で、負傷や物損などの事態が起きた時に、保険適用の手続きを速やかにおこなうこと

6. 千葉市高齢者等階段昇降支援事業補助金については、使途の幅を広げ、事業者が参入しやすくすること
7. いきいきセンターやいきいきプラザを、高齢者だけでなく、多世代交流の場としてもさらに活用すること
8. 福祉・介護タクシーについてのくわしい情報(利用方法や対象者、価格など)が知りたい人に届くよう、千葉市が出している福祉関係の情報誌やホームページに載せること
9. スマホの講習だけではなく、様々な個別の質問に答えられる ICT 相談窓口を設置すること

■障がい児・者

1. 障がい児・者及び保護者・家族への調査から、支援と、将来必要な施設数を割り出し、早急に計画的に施設(障がい特性に応じた通所・入所施設、放課後等デイサービス、グループホーム、短期入所施設、共生型生活介護施設、リハビリ施設等)の増設を進めること
2. 医療的ケアが必要な就学前の子どもの保護者が平日働いている場合、休みの日に通える養育の場が必要であることから、すぎのこルームとたけのこルームを土日にも開所すること
3. 同じような障がいのある子どもと親同士が交流し、孤立しないで済むようにするため、すぎのこルームでも、人工呼吸器を使用している子どもと保護者の利用を可能にすること
4. 放課後等デイサービス事業者と医療的ケア児が通う普通校の連携が不十分なため、普通校のコーディネーターの先生と障害者基幹相談支援センターなどが話し合える場をつくること
5. 放課後等デイサービス事業所に非常用電源を設置するため、市が補助制度をつくること
6. 障害福祉サービス受給者証の更新手続き等の簡素化を図ること。外出が困難な人が利用できる郵送手続きや、オンライン手続きの仕組みを確立すること
7. 外出の機会が少なくても入所していると移動支援サービスが受けられない、帰宅した時に入浴サービスが受けられないという事例がある。施設に入所していても、必要なサービスが受けられるよう、国に制度改正を働きかけること
8. 発達や障がいに不安を感じた保護者がすぐに支援につながれるよう、関係機関・窓口をまとめたパンフレットを健診会場や、病院、保健福祉センターなどにおくこと。また、学校や幼稚園、保育所・園の教員にパンフレットの存在を周知すること
9. 障害福祉サービス事業所の詳しい事業内容が分かるリスト作成を障害者基幹相談支援センターに委託し、市のホームページから詳細な子どもの療育先情報を保護者が探しやすくすること
10. 発達障害者支援センターの相談員の増員にあたっては、作業療法士の活用も図ること
11. おむつ替えの必要な障がい者のために公共施設にユニバーサルシートを増やしていくこと。また、ショッピングセンターなど大型の民間施設にも設置がすすむよう指導すること
12. 重症心身障がい児・者、医療的ケア児・者の通所、通園、通学においては保護者の送迎の負担が大きく、保護者が病気や用事で送迎できないときは、学校等を休ませることになるため、保護者にかわる送迎の仕組みについて早急に検討をすすめること
13. 重症心身障がい児・者をケアできる人材の育成のため、教育機関に対する支援をおこなうこと
14. 在宅の重症心身障がい児・者に対する巡回支援の仕組みを構築すること
15. 重症心身障がい児・者の通所施設では、同じ障害支援区分であっても、必要なケアは個人により異なる。個別の状況を勘案して介助人数を増やせるなど、施設や職員が事業を継続でき

る支援体制を検討すること

16. 肢体不自由で身体障害者手帳1・2級、かつ療育手帳を所持する 3 歳以上の市民にはおむつが給付されるが、条件に該当しなくても障がいの状況によりおむつを必要とする障がい児も多い。おむつ給付の条件を緩和すること。また、所得制限を撤廃すること
17. 千葉県の制度である「ちば障害者等用駐車区画利用証制度」について母子健康手帳交付の際など、市民への周知を徹底すること。また、公共施設の該当駐車場に、利用できる対象や手続きについて、説明書を掲示すること
18. 公共施設のスペースの一部を、障がい者施設で作った製品の販売場所として利用できるよう開放すること
19. 障がいのある人が困っている時などにどのように対応したらよいか学ぶ機会を増やしていくこと
20. 公園やイベント、多種多様な地域の場に、障がいがあってもなくても誰もが参加しやすい環境を整えること
21. 重症心身障がい児・者の特別支援学校卒業後の社会活動、学びの場を、大学や研究機関、関連機関と協力して検討すること

■生活困窮者支援

1. 生活自立・仕事相談センターの相談者について分析をした結果を市の施策に活かすこと
2. 福祉まるごとサポートセンターが開設したことについて、ホームページや市政だよりによる広報だけではなく、地域の中に広く行き渡るよう周知につとめること
3. 生活保護世帯等学習・生活支援事業では、全員がそろって修了式に臨めるよう会場を確保すること
4. 生活保護世帯等学習・生活支援事業では、知っておくべき市の社会資源や連絡先一覧の生徒への配布、社会福祉協議会と連携した説明会の開催など、生活支援のための情報提供の場としても活用すること

■ひとり親支援

1. 母子・父子自立支援員への相談時間が平日の 9 時から 16 時半と、フルタイムで働いているひとり親には利用しにくい時間設定のため、LINE 相談等もできるよう制度の拡充をすること
2. 多くのひとり親家庭向けの支援策を、ホームページで一つひとつ調べるのは困難である。すべての支援策を冊子としてまとめ、当事者や全ての保護者が手に取りやすい場所に配架すること

■ひきこもり支援

1. ひきこもり地域支援センターは、ひきこもり当事者の希望を聞きながら、「当事者が必要とされている場所」とつなげること
2. ひきこもり地域支援センターの人員や出張相談、アウトリーチ活動をさらに拡充すること
3. 家族が抱える課題解決を促すため、ファミリーカウンセリングを当事者と家族に紹介すること

■犯罪被害者の支援

1. 犯罪被害者支援条例の制定を検討すること

10. 社会で子育て

千葉市でも「こども基本条例」が制定されます。子どもたちに自分の権利が尊重・保障されていることを分かりやすく知らせ、声を丁寧に聴くことが必要です。また、支援が必要な子どもを見つけ適切な支援につなぐ行政機関の連携、地域での子どもの居場所を増やし、運営を行う団体の助成の拡充を求めます。

■こども基本条例

1. こども基本条例については、親しみが持てる条例名とすること
2. 条文は子どもが読んでも分かる書き方にすること
3. 子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利について明記すること
4. 「各区にこどもの拠点をつくること」を盛り込むこと
5. 第三者委員会を設置し、当事者や保護者が申し立てできる制度として明記すること

■子どもの居場所

1. 「どこでもこどもカフェ」で飲食を提供する場合は、補助額を加算する仕組みをつくること
2. 「どこでもこどもカフェ」への一件当たりの補助金額を増やすこと。また、補助金だけでなく、実施者に何が必要かのアンケートをとり、市が支給できるものがないか検討すること
3. カフェの自主事業にも補助金を充てられるなど、主催者が柔軟に用途を決められる仕組みにすること
4. 各小学校区に、タイプの違う「どこでもこどもカフェ」が複数開設されることを目指し、支援や啓発に努めること
5. 不登校児童生徒が「どこでもこどもカフェ」を利用する場合は、在籍校で出席扱いとすること
6. 子ども食堂や居場所、学習を支援する団体がコミュニティセンターなど公的施設を使う場合は、市民局と子ども未来局が連携し、利用料を減免できる仕組みをつくること
7. 子どもの支援がより積極的・横断的におこなえるよう、各区役所で連携会議を開くなど、各団体と子どもナビゲーターなどがつながれる仕組みをつくること
8. 「どこでもこどもカフェ」や子ども食堂などの運営者と主任児童委員、民生児童委員、学校、ライトポート、教育センターなど子どもにかかわる人が情報交換できる機会を、中学校区ごとに月1回程度設けて、気になる子どもに関する情報を共有し確実に支援につなげること
9. 千葉市こども食堂ネットワークがおこなうイベントや研修会に対し、運営補助金を支給すること
10. 企業等から子ども食堂へ寄付された食材を一時保管するための仕組みを、千葉市こども食堂ネットワークの声を聞いて検討すること

11. CBT子どものまちの各区開催に対する補助制度を創設し、子どもの社会参画をすすめること

■社会的養護を必要とする子ども、社会的養護を担う人への支援

1. 社会的養護下にある児童について、意見表明権を確保するため、アドボケーター(意見表明支援員)の育成に取り組むこと
2. 児童養護施設を退所した後に相談できる場所(CANSなど)の存在を、当事者に確実に伝え支援につなげること
3. 児童養護施設退所者の住宅確保支援と相談窓口の充実を図ること
4. 児童相談所の一時保護所では、生活環境の改善や食事の充実、長期保護児童の学習権の保障がされるよう取り組むこと
5. 児童相談所の一時保護所は、子どもを家庭的な環境で養護できる体制づくりと、個室を中心にするなど子どもの権利を守るための環境整備をおこなうこと
6. 児童相談所だけで児童虐待案件を担うのではなく、各区の家庭児童相談担当部署の相談機能を充実させるため、職員の専門性を高める研修を拡充すること。また県や他市との間で児童福祉分野の人事交流を図り、専門性を向上させること
7. 課題を抱えた子どもへの対応を即時におこなうため、要保護児童対策及びDV防止地域協議会の会議の開催頻度が適切であるか見直すこと
8. ヤングケアラーについては、教育委員会・保健福祉局・子ども未来局の連携会議を開き、具体的な支援体制をつくること
9. 自立援助ホームで生活する若者への支援を拡大すること

11. 人と動物の共生

不適切な飼育や近隣住民とのトラブルなど、動物をめぐる問題が市内各所で発生しています。基本は人の問題として関係機関と連携し、仕組みを整え、課題解決を図るよう求めます。

1. 動物福祉について学ぶ機会をふやすこと。特にペットを飼う高齢者へ終生飼養の啓発活動を引き続きおこなうこと
2. 多頭飼育崩壊を未然に防ぐため、福祉部門を中心に関係機関が連携してケース会議を開くこと
3. さくらねこポスターを様々な場所に掲示し、地域猫活動の周知をおこなうこと
4. 動物保護指導センターの再整備にあたっては「千葉県動物行政に関するあり方懇談会」の意見を最大限尊重すること

12. 環境・農業

千葉市基本計画にもあるように、豊かな自然環境は、まちが発展していくための土台となるものです。いかに人と多様な生物が共生していくか、快適な生活環境をつくっていくのか、市民との意見交換をもとに市があるべき姿を共通認識として確立し、施策を展開することを求めます。

■香害

1. 香害について知らせるポスターをすべての公共施設とモノレール駅・車内に掲示すること

■水環境と生物多様性保全

1. 生物多様性保全をさらに進めるため、専門性のある職員を配置すること
2. 水生昆虫へのダメージが大きいといわれているネオニコチノイド系の農薬を使用しないよう、その害について市民への情報周知に努めること
3. 水辺の動植物への食害が深刻なウシガエル等の外来種対策をすすめること
4. 市と、水環境や生物多様性保全に取り組んでいる複数の市民団体との意見交換の場を設けること

■緑地保全

1. 市民緑地など、民間所有の緑地面積を減らさないために、その保全に森林環境譲与税を活用すること
2. 市民緑地や市民の森などを紹介するパンフレットを市民参加で作成すること
3. 市民緑地・市民の森について、植生や動物の生育状況を調査すること
4. 緑地の開発、樹木伐採などがおこなわれる際には、土砂災害などのリスクを最大限に勘察し、開発事業者に対して適切な指導・提案をおこなうこと。またそのリスクを日ごろから業者に対し啓発すること

■スクラップヤード問題

1. 千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例ができた後でも、既存のスクラップヤードに起因する騒音、粉じん、水汚染などの問題がある。周辺住民の声を聞き、騒音や水質検査などに引き続き取り組むこと
2. 市の史跡等の隣接地にあるスクラップヤードは、セットバックして木を植えたりするなど、景観を損なわないための条項を条例に加えること

■臨海部の粉じん問題

1. 降下ばいじん(粉じん)の環境目標値が見直されたが生活被害は続いているので、生活実態の調査(アンケート)をおこなうこと
2. 降下ばいじんに関する相談窓口を設け、市民に周知すること
3. 事業者との定期的な面談と現地調査をおこない、その内容を公表すること

■谷津田の保全

1. 谷津田保全活動に多くの市民が参加できるよう、人材育成及び保全団体支援、広報等に引き続き取り組むこと

■太陽光発電

1. 脱炭素推進課を中心に、太陽光発電の基礎知識を学ぶ市政出前講座をつくること。また、太陽光発電を導入したい市民からの相談を受け付ける窓口をつくること
2. 太陽光パネルの反射光などが周囲の生活環境に悪影響を及ぼさないよう配慮する項目を入れた条例制定を検討すること

■廃棄物対策

1. リサイクルできない古紙のリストを実物例のカラー写真入りで作成し、市のホームページからダウンロードできるようにすること
2. 学校給食残渣再資源化モデル事業については、リサイクルされた物を市有施設で使用するなど、資源が循環している様子が市民に見えるようにすること
3. 清掃工場の見学時に、ゴミ減量の工夫や分別方法などが大人も子どもも楽しく学べるコンテンツを充実させ、商業施設で行う「へらそうくんフェスタ」等のイベントにも活用すること
4. 市役所や区役所、公民館、コミュニティセンター、図書館など公共施設に来館した市民が給水できるよう、給水器を設置すること

■農業

1. 有機農業をめざす農業者を支援する仕組みをつくること
2. 耕作放棄地を活用して規模を拡大したい農業者に対し、支援する仕組みを拡充すること
3. 学校給食に使用している市内産ニンジンの有機化に取り組むこと
4. 都市住民が農業について理解を深める場として、区役所で開催する朝市の時に生産者と交流できるようにすること

13. まちづくり

誰もが自分らしく、安心して暮らし続けられる地域の実現が市民の願いです。そのために、市がハード的な整備をおこなうことはもちろん、住民の自発的な行動を促すソフト的な施策の両方を充実させることを求めます。

1. 公共施設の改修時には、多目的トイレのトイレトーパーや手すりの位置などについて、利用者からの意見や感想を集め、改善をおこなうこと
2. バス停のベンチについては、交通事業者が設置しやすくなるよう、聞き取りや支援をおこなうこと

3. 「まちなかベンチ」の設置はバス停と歩道上のベンチを分けて考えるのではなく、分野横断的に、特に保健福祉局の職員も一緒に、福祉の観点から設置の計画を作るよう見直すこと
4. 地域の安全確保について、防犯カメラに頼らない好事例を自治会や管理組合に周知すること
5. 地域住民の健康増進のため、サイクリング普及に努めること。市民団体と協働してガイドを育成するとともに、安全に走れるおすすめルートを作って広報し、必要に応じて道路の補修などもおこなうこと
6. 管理不全・放置状態の空き家を増やさないよう、50代・60代を対象に空き家予防啓発活動に力を入れること
7. 「千葉市市民自治によるまちづくり条例」にもとづき、地域運営委員会の活動を市が支援すること

14. 働き方・経済

在宅勤務や起業、副業など多様な働き方が広がっています。本市の支援体制をより広く知らせ、事業を始めたい人の後押しや、事業の安定的継続に資する取り組みを期待します。

1. 働く人の悩みを解消できるよう、労働相談室について広く周知をおこなうこと
2. 労働相談室では、電話だけでなく、メールや LINE などでも相談が受けられるようにすること
3. 職場で困り事がある人や事業を継続させたい個人事業主が各種相談窓口につながるよう、総合案内パンフレットを作成すること
4. 起業を希望する人が、地域の図書館などで気軽に簡単な相談ができるよう、出張相談会の開催を検討すること
5. 地元企業の魅力を高めるため、福利厚生や働きやすさの向上にかかる助成をおこなうこと
6. ユニバーサル就労について、導入企業への支援を含めた条例制定を引き続き検討すること
7. 企業誘致については、今ある豊かな緑の価値をふまえて環境への影響が少ない立地を検討すること

15. 学校教育

子どもたちが生き生きと自分らしく過ごすことのできる学校づくりが必要です。児童生徒参画による校則の改訂、学習環境の整備を求めます。また、子どもの生命を守るための性教育や人権教育の実施拡充と、不適切指導やいじめに対する相談・報告の体制整備を求めます。

■通しやすい体制と学習環境の整備

1. 校則の制定や改廃に教職員だけでなく、児童生徒も参画できるようにする明確な根拠とし

て、「千葉市立小学校及び中学校管理規則」を改訂すること

2. 学校ごとに、生徒が参加する、校則や制服のあり方検討会を設置すること
3. 校則に、髪型に関する規定がある場合は、性別によらない柔軟な対応をすること
4. 各学校の、校則のホームページ公開を一層すすめること
5. 算数セットや実技系の用具など、短期間しか使用しないもの、使用頻度が低いものなどは学校一括購入・管理の仕組みを検討すること。学年児童数分を揃えるなど、多様な手段を検討すること
6. エアコンの温度効率を良くし、二酸化炭素の排出量を抑制するためにも、学校教室の断熱改修をすすめること
7. 学校のエアコンについて、学校環境衛生基準(月日や気温など)はあくまで基準とし、それぞれの学校の立地環境に合わせ、柔軟に使用できるようにすること

■部活動

1. 教職員の負担を減らすために部活動については運動系、文科系を問わず、既存のスポーツクラブや大学生以外の外部人材も掘り起こし、積極的に活用すること
2. 既にある部活動の地域格差を拡大させないよう留意しながら移行を検討すること
3. 地域移行に伴い生徒や保護者の負担増、休日のみの活動移行により教員と地域指導員の指導に差が発生する問題、連絡体制の複雑化などが想定できる。生徒・保護者から十分意見を聞き反映すること

■人権・生命・平和を大切にする教育と体制整備

1. 子どもへの性教育や人権教育、平和教育は家庭だけでは難しい。小中学校、高校など教育の場で率先して扱うこと。その場合、専門家や外部の講師を活用し、教員の学びにもつなげること
2. CAP(子どもへの暴力防止プログラム)の実施校を増やすこと
3. 年齢に合わせ、人権に基づく性教育をおこなうこと
4. 授業の中で平和について考えるための時間を確保すること
5. 子どもたちが相談しやすい環境をつくること。「子どもにここにサポート」の利用については、日頃から説明をしておくこと。自分のことだけでなく、友だちが被害にあっている場合にも使えるようにすること
6. 2022年12月改訂の生徒指導提要に明記された、「不適切な指導と考えられ得る例」について教職員への周知を徹底し、またこれにあたる可能性がある行動が報告された際のガイドラインを作成すること
7. 「千葉市いじめ等調査委員会」について、当事者や保護者が直接申し立てできる体制にすること

■教職員の働き方と研修

1. 教職員が、児童生徒の気持ちを受容するための研修や、コミュニケーションの研修を受ける機会を作ること。そのなかで修復的対話の習得を推進すること
2. スクールサポートスタッフの職務内容について、教職員が必要とする支援に柔軟に対応し、一

層の活用を図ること

3. 教職員を増員すること
4. CABINET システムでは、教職員の利便性を最大限に考慮すること。また、教職員への貸与パソコンについて、計画的に新調し、作業効率をあげること

■その他

1. 学校給食残渣再資源化モデル事業については、教育だよりに掲載するなど一層の周知啓発に努めること
2. 有機農産物の給食への導入を拡大すること
3. 香害についてのポスターが各学校で、教職員、児童生徒の目に留まるように掲示されているか確認すること
4. 空き教室等の開放を行っている 6 小学校の他にも、社会教育その他の公共のために利用できる学校施設を増やすこと。また開放している事例を周知し、市民が利用しやすくすること

16. 多様な学び

学ぶことは年齢に関わらず生きる力を育てます。学びたいと思った時、誰もが必要な教育を受けられる体制の整備が必要です。また、増え続ける不登校に対し、学校のあり方を柔軟に変えるなどで、子ども達に真摯に向き合うことを求めます。

■夜間中学

1. 公立夜間中学について、教職員配置・修学年限・経済的支援など、学びの場の環境充実を一層すすめること
2. 公立夜間中学の生徒に、給食のニーズ調査をおこなうこと
3. 公立夜間中学において、生徒会など生徒の自治組織設置を検討すること。また、生徒の意見を反映する仕組みを整えること
4. 必要としている人に情報が行き届くよう、公立夜間中学の広報を充実させること
5. 全国夜間中学校研究会に入会し、情報交換や教員の資質向上に役立てること

■不登校

1. 不登校特例校を設置すること
2. ライトポートの予算を増額し、人の配置、設置箇所を増やすこと
3. ステップルームを全校に開設すること。また在籍校でない学校へも通えるようにすること
4. 先進事例を研究し、学校内にフリースクールを作るなどの試みをおこなうこと
5. フリースクールに通う子ども・保護者への経済的な支援を拡大すること
6. フリースクール運営への財政的な支援を拡充すること
7. フリースクール等と教育委員会が定期的に意見交換する場をつくること

■特別な支援が必要な児童生徒への体制

1. 特別支援教育についての理解を学校全体ですすめること
2. 障がい児の特性についての理解や知識を深めるため、教職員への研修を確実にこなうこと
3. 学校訪問相談員は要請があった時のみでなく定期的に巡回をするなど、各学校へのきめ細やかなフォロー体制を整備すること
4. 特別支援教育指導員について、支援が途切れないように、配置校を増やすこと
5. インクルーシブ教育を推しすすめるため、特別な事情がない限り普通学級で学ぶことができるように、本人・保護者の意向をしっかりと実現すること。学校側の受け入れ体制を充実させること
6. 普通学級と特別支援学級の児童生徒とが、一緒に学ぶ機会を増やすこと
7. 本人・保護者の希望により普通学級に入った児童生徒への支援や継続的なフォローをおこなうこと

■日本語習得に支援が必要な児童・生徒への対応

1. コミュニティ通訳・翻訳サポーター制度を活用し、各学校で外国語を母語とする児童生徒に対応できる体制にすること
2. 日本語指導が必要な生徒が高校を受験するための支援(特に日本語教育・情報提供)を充実させること。通級以外の生徒へのフォロー体制も準備すること
3. 日本語に不自由を感じている生徒のうち、日常会話において意思疎通が難しい生徒に対して、最低限の日本語を学ぶ集中講座を通級で実施すること

17. 社会教育・生涯学習

公民館や図書館には、専門職を配置し市民の学びや地域課題解決の場になるような運営が求められます。施設の複合化など市民に影響がある場合は、早い段階から市民の意見を聞く機会をつくるべきです。

■公民館・生涯学習センター

1. デジタルデバイス対策として、スマートフォンの操作について気軽に聞ける相談窓口を、公民館や区役所に設置すること
2. 公民館には、社会教育主事を各館一名以上配置すること
3. 公民館は社会教育施設として維持し、使用料は無料を継続すること
4. 受講者の掘り起こしのため、公民館の主催事業には原則として託児をつけること
5. 公民館では、子ども対象の講座を夏休みだけでなく通年実施すること
6. 公民館に、中学生や高校生向けの講座を増やすこと
7. 公民館と図書館等の複合化については、計画段階から住民の声を聞くこと
8. 複合化した公民館と図書館については、公民館自主企画に連動して、関連図書を展示するな

どその利点を生かし、地域課題を一緒に解決する事業をおこなうこと

9. 公民館やコミュニティセンターで活動しているサークルなどで、中学生が参加できるものについて教育委員会から参加の呼びかけをするなど、児童生徒と地域とのつながりの橋渡しをおこなうこと
10. 公民館、図書館などの公共施設で、主催事業として地域住民と連携して、外国人のための日本語を学ぶ場や交流の場を定期的におこなう取り組みをさらに充実させること
11. 高齢者の社会参加の場をつくるため、特に男性が参加したくなる内容の講座を公民館の社会教育主事が中心となって企画すること
12. 生涯学習に関する情報を自分で簡単に引き出せる、見やすい情報プラットフォームを作成して、市民に提供すること
13. 生涯学習相談員の機能を、学習支援を求める市民に広く周知するため、市政だよりを活用すること

■外国籍の方への対応

1. 外国人のための日本語教室への財政的な支援、場所の提供、市民への情報提供をおこなうこと
2. 外国人が参加しやすいサークル・団体である「多文化ウェルカム団体」について周知すること

■図書館

1. 資料費は、中央図書館を増額するだけでなく、地区館・分館にも十分な予算措置をおこなうこと
2. 図書館における司書の役割を尊重し、司書職採用を検討すること。また、希望する職員が司書資格を取れるよう職場の環境を整え、正規職員の有資格率をあげること
3. 「千葉市子ども読書活動推進計画(第4次)」に則り、図書館以外の子どもたちの過ごす場所(子どもルーム、コミュニティセンター幼児室・図書室、保健福祉センター検診時の絵本コーナー等)に資料費をつけること。資料購入に際しては、図書館員から選書のアドバイスをおこなうこと。職員への研修・交流をおこなうこと
4. 地域の日本語教室や文庫など、子どもたちの居場所になる場所の情報を公共施設や駅などに掲示すること
5. 千葉市中央図書館の団体貸出は、学校だけでなく、文庫や子どもルームなど利用団体の声を聞いてより良いものとする
6. 電子書籍について、貸し出し可能な時期が来たらメールでお知らせをすること
7. 千葉市図書館協議会開催のお知らせは早めに周知すること
8. 千葉市男女共同参画センターの情報資料センターを図書館ネットワークに入れるよう検討すること
9. 聴覚・視覚障がい、読字障がいなどを持つ人が利用できる書籍とサービスの拡充をおこなうこと
10. 各地区図書館・分館に、外国人が日常的に使えるやさしい日本語のテキストや辞書、絵本など多言語の資料を用意すること
11. 日本語を母語としない児童生徒に対して、学校とも協力して図書館に多言語の書籍がある事を紹介する機会をつくること

18. 文化・芸術

新しい市民会館が整備されますが、文化・芸術への施策は市民生活には無くてはならぬものであることをふまえ、わかりやすく具体的なアプローチを求めます。

1. 美術館・博物館の展示物の解説について、文字を大きくすること
2. 市民会館は、整備計画の進捗状況や既存施設の今後についてなどを市民にわかりやすく公表すること
3. 千葉市美術館の最寄りのバス停やモノレールの駅からアクセスルートがわかりやすいよう、美術館らしい掲示や路面標示などを工夫すること
4. 市内各所で行われるワンコインコンサートの予定が一覧できるホームページや掲示物をつくって市民に周知し、芸術に親しむ市民を増やすこと
5. 市内の公民館やコミュニティセンターで活動している文化芸術関係のサークルが検索できるよう、データベース化を検討すること

19. 人権・平和

人権侵害の最たるものが戦争です。過去に向き合い、戦争体験者が少なくなっている中で工夫をこらし、次世代に伝えていくことが大事です。

1. 各地で開催する「千葉空襲写真パネル展」に合わせて、原爆や空襲、戦争体験の当事者の声を聴く機会を設け、子どもたちやその親世代に伝えること
2. 市が所有する「千葉空襲写真パネル展」用の資料を、文化祭や学習で活用できることを周知すること
3. デジタル平和資料館の開設にあたっては、活用方法についても十分検討すること
4. 人権を損なうようなデマや差別を助長する言説に対しては、毅然とした対応をとること

20. 選挙

「今回も投票率が低かった」と嘆くのは簡単です。できることはないか、常に新しい視点で施策を検討する必要があります。

1. 投票所に足を運ばない人たちが、投票の機会を得られる方法や、無効票の数を減らすための電子投票の導入など、新しい投票のしくみを検討すること
2. 選挙を若年世代に啓発するために、親子で投票に行くことを促す取り組みを拡充すること
3. 投票済証明書の受け取り方などについての説明を、投票所に掲示すること

21. 議会

傍聴者へのサービスをより向上させることで、議会・市政への関心を高める必要があります。

1. 本会議及び委員会の傍聴者には、議員の会派と氏名が分かる座席表を毎回配布すること
2. 庁舎 1 階ロビーや議会6階の受付に「千葉市議会のしおり」や「市議会のしくみ」を配架すること
3. 本会議場に特別傍聴席はあるが、複数の子ども連れの傍聴者や委員会傍聴者にも対応できるように、子どもの預かり事業について検討すること
4. インターネット中継及び議場のモニターについては、議場や議員の様子がわかるようカメラの角度を適宜変えること
5. 委員会の傍聴席に机または机付きの椅子を用意すること

22. 各行政区（中央区 花見川区 稲毛区 若葉区 美浜区 緑区）

■中央区

▶公共施設

1. みなと公園のトイレは防犯の観点から、また快適な利用のためにも、特に女性目線での改修計画を作ること
2. 椿森公園の街灯を増やすこと
3. 千葉公園再整備計画が進んでいる地区については、継続的に地域住民や利用者の意見を詳細に聞く機会を設けること
4. 千葉公園の綿打池周辺、プール、桜広場等の再整備には、計画段階から地域住民や利用者の意見を聞くこと
5. 千葉公園に夏場、幼児も遊べる水遊び場を整備すること
6. 千葉公園の緑豊かでゆったりとした雰囲気を持続するために、専門家の意見を聞いて、植栽の手入れをすること
7. 千葉公園の綿打池の水質改善と動植物の保全に努めること
8. 千葉公園の体育館に、災害時にペットと飼い主と一緒に避難できる屋内部屋を設けること

▶まちづくり

1. 千葉駅から中央公園までのプロムナードは、民間協力団体と連携し、歩きたくなる賑わいある空間を創設すること
2. ロックフェスティバルなどを開催する際に若者が集まる蘇我駅は、JRと協力し、魅力のある使いやすい駅、楽しい駅前など若者目線での整備をすること
3. JR 蘇我駅、千葉みなと駅の改札口(出口)を 2 つに増やすよう事業者に求めること
4. 臨海部の製鉄工場から排出される粉じんについては、事業者に対し、飛散対策の徹底と具体

的な取組内容の報告をするよう指導すること

5. 千葉神社に隣接する通町公園は、神社に合った植栽などで趣きのある雰囲気を作り出すこと
6. 千葉寺駅からハーモニープラザへ向かう歩道の街路樹の根上がり対策をすること
7. ポートアリーナ横の357号線歩道のブロックがガタガタになっている箇所を補修すること
8. 京葉線沿いのマンションの高層階では、防音壁が低いいためか騒音被害がある。JRと連携して実態調査を実施し、対策を検討すること
9. 菰池公園沿いのバス通りについて、子どもの安全な横断が可能となるよう対策を検討すること。また、歩道を歩きやすくするため電柱の移設を検討すること

▶災害に備える

1. 豪雨時の下水道の溢れ対策を徹底すること。特に宮崎町で発生する下水道溢れについて、下水配管の調査と改善、また雨水を直接下水道に流している家屋がないかの確認と対応をおこなうこと
2. 宮崎郵便局の裏側、樹木の伐採と造成がおこなわれている地域から雨天時土砂が流出した。事業者へ対策を求めること。また同様の宅地造成が予定される場合、市はこういった事態の発生可能性を含めて、事業者に指導などをおこなうこと

▶バリアフリー推進

1. 道場北2丁目サイゼリア前、道場北1丁目聖心高校角、南町マルエツ前など、歩道と車道の段差や傾斜が大きい場所については、車椅子やベビーカーで安全に通行できるよう改善すること
2. 大森台駅構内のエレベーター、歩道から駅までのスロープについて、京成電鉄と協議し設置すること
3. 大森台駅と千葉寺駅の外の通路が滑りやすく危険であるので、京成電鉄と協議し、対策を講じること
4. 357号線稲荷交差点の歩道橋について、電動車いすなどもゆったりと乗れるよう、エレベーターを改修すること

■花見川区

1. 旧花見川第五小学校跡地の売却に関しては、地元に必要な説明をし、話し合いをおこなうこと
2. 幕張駅周辺の小規模保育所の遊び場として、市有地の活用を継続すること
3. みずほハスの花図書館は、利用者数に対して蔵書数が少ないため、資料費を増額すること。紙芝居やヤングアダルト向けの蔵書が少ない。地域の声を聞いて蔵書を増やすこと
4. みずほハスの花図書館の職員が千葉市の職員と同様、専門性を高められる研修に参加できるよう配慮すること。図書館の事業に関しては、住民や活動団体と積極的に連携をとっていくこと
5. 花見川図書館とこてはし台公民館との複合化の影響について、地域住民との意見交換の場を定期的にもつこと。また、複合化前のこてはし台公民館の跡地活用については、地域住民

の意見を聞くこと

6. 花見川図書館には専任の館長を配置すること
7. 花見川の外来種生物の調査を行うこと

■稲毛区

1. JR 稲毛駅東口の整備については、商業施設の内容や横断歩道を含めた動線など、市民の声が反映されるよう、市が窓口となって事業者に伝えること

■若葉区

1. 若葉区の観光スポットが一目でわかるように、モノレールの駅の券売機の上にある行き先表示板に、動物公園駅に風太くん、桜木駅にはかそりーぬのイラストをつけること
2. 桜木駅の加曽利貝塚方面の階段を降りたところに、すぐ目に付くよう、道案内を表示すること
3. 千城台駅に若葉区のサイクリングマップや、近隣の観光スポットのパンフレットを置くこと
4. JR 都賀駅東口階段外の歩道部分が暗いので、照明を増やすこと
5. JR 都賀駅の東口と西口を結ぶ自転車用スロープが老朽化しているため、修理、塗装をすること。また、スロープ通行中にごみを捨てにくい構造にすること
6. 若葉区役所主催のごみゼロクリーンデーを復活させ、一般市民に参加を呼びかけること
7. 北谷津温水プールの建て替えについては、基本設計・実施設計を行う際、小学生と乳幼児と一緒に遊べるように、乳幼児向けの水遊び場をプールのそばに作ること
8. 新しい千城台公民館のトイレにユニバーサルシートを設置すること。また、千城台公園から公民館のトイレまでのアクセスルートをバリアフリーにすること

■美浜区

1. 「ZOZO マリンスタジアムのあり方検討基礎調査結果」を踏まえて、市民の意見を聞く機会を設けること
2. 新湾岸道路の整備計画について、市民の意見も聞きながら進めること
3. 区内の団地の建て替えについて、市が地域ごとに話し合いをする機会を設けること
4. 幸町第一小学校と幸町第二小学校の跡施設は、地域の避難所開設訓練で使われるため、建物の安全確保策について避難所運営委員会と市で協議すること

■緑区

1. 児童数が急増する誉田東小学校について、良好な教育環境を確保できるようにすること
2. 鎌取・都賀駅間の路線バス大幅減便や廃止については、市が住民の声を聞き、対策を講じること